

○中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成二年一月一日

規則第一号

中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年十二月中央区条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(児童の障害の状態)

第三条 条例第二条第一項の区規則で定める程度の障害の状態は、別表第一のとおりとする。

(一部改正〔平成三〇年規則五二号〕)

(ひとり親家庭の児童から除かれる児童の状態)

第四条 条例第二条第二項に規定する区規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 児童を監護しない父又は母(次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。)と生計を同じくしているとき。
- 二 父又は母の配偶者(次条に定める程度の障害の状態にある配偶者を除く。)に養育されているとき。

(父母の障害の状態)

第五条 条例第二条第二項第三号の区規則で定める程度の障害の状態は、別表第二のとおりとする。

(一部改正〔平成三〇年規則五二号〕)

(ひとり親家庭の児童に準ずる児童の状態)

第六条 条例第二条第二項第五号に規定する区規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- 一 父又は母が引き続き一年以上遺棄している児童
- 二 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号) 第十条第一項又は第十条の二の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

三 父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

四 母が婚姻によらないで懐胎した児童

五 前号に該当するかどうか不明でない児童

(一部改正〔平成八年規則五九号・一〇年三七号・二四年四四号・二五年五〇号・令和六年二二号〕)

(社会保険各法)

第七条 条例第三条第一項の区規則で定める法令は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(一部改正〔平成九年規則五四号・二〇年二一号・三〇年五二号〕)

(国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者に準ずる対象者)

第八条 条例第三条第一項に規定する区規則で定める対象者は、健康保険法第二百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができない者とする。

(一部改正〔平成一四年規則三五号・二五年五〇号〕)

(施設)

第九条 条例第三条第二項第二号の区規則で定める施設は、条例第六条に規定する対象者等負担額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）とする。ただし、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他の法令による措置によらずに当該施設に入所した場合（当該措置によらない入所に係る期間に限る。）においては、この限りでない。

(一部改正〔平成三年規則一号・九年五四号・一〇年二七号・一一年八号・一八年二五号・六一号・三〇年五二号〕)

(所得の額)

第十条 条例第四条第一項第一号の区規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第三の上欄に定める区分に応じて同表の下欄に定する額とし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第四の上欄に定める区分に応じて同表の下欄に定める額とする。

一 条例第二条第二項第二号又は第四号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

二 第六条第三号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

三 父母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

四 第六条第四号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

五 第六条第五号に該当する児童

2 条例第四条第一項第一号ただし書の規定によりひとり親等（父又は母に限る。以下この項、第十一条及び第十二条第一項において同じ。）が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の百分の八十に相当する金額（一元未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）とする。

3 条例第四条第一項第二号の区規則で定める額は、別表第五の上欄に定める区分に応じて同表の下欄に定める額とする。

（一部改正〔平成一〇年規則四六号・一五年三五号・二四年四四号・二六年二七号・三〇年五二号〕）

（所得の範囲）

第十一条 条例第四条第一項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第一項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第四条第一項第一号に規定するひとり親等がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を

内容とするものを除く。次条第一項において同じ。)に係る所得とする。

(一部改正〔平成一四年規則三五号・一五年三五号・二六年三六号〕)

(所得の額の計算方法)

第十二条 条例第四条第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第三百十三條第一項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第一項に規定する給与所得又は同法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八條第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五條第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同條第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第七項(同法第十二條第七項及び第十六條第四項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項(同法第十二條第八項及び第十六條第五項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同條第十二項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第四条第一項第一号に規定するひとり親等(父又は母に限る。))がその監護する児童の母又は父か

ら当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の百分の八十に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から八万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者 当該控除の対象となった障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合については、四十万円）

三 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。） 二十七万円

四 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。） 三十五万円

五 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者 二十七万円

六 当該年度分の市町村民税につき、地方税法附則第六条第四項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（一部改正〔平成三年規則一号・六年一九号・八年五九号・九年五四号・一一年三九号・一三年四四号・一四年三五号・一五年三五号・一八年六一号・二四年四〇号・二五年五〇号・二六年三六号・二八年四四号・三〇年五二号・令和三年三八号〕）

（所得の制限の特例）

第十三条 条例第四条第二項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の十二月三十一日まで、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第四条第一項の規定を適用しないものとする。

(一部改正〔平成二五年規則五〇号・三〇年五二号・令和三年三八号〕)

(医療証の交付申請)

第十四条 条例第五条の規定による申請は、別記第一号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- 二 別記第二号様式による認定調書(以下「認定調書」という。)
- 三 戸籍の謄本又は抄本
- 四 世帯の全員の住民票の写し
- 五 ひとり親等及びその扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- 六 ひとり親等及びその扶養義務者等の前号の所得に係る課税の状況を証する書類
- 七 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 区長は、条例第五条の規定により申請があった場合において、条例第三条に規定する対象者と決定したときは、別記第三号様式による医療証(第十七条の二第一号に該当する場合は、別記第三号の二様式による医療証)を交付し、条例第三条に規定する対象者でないと決定したときは、別記第四号様式による通知書により通知する。

(一部改正〔平成一二年規則六六号・一四年三五号・一八年二五号・六一号・二五年五〇号・二六年二七号〕)

(条例第六条第一項の区規則で定める額)

第十四条の二 条例第六条第一項の区規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。)第十四条及び第十四条の二の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 令第十四条第一項又は第二項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算

定基準額 令第十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる者の区分にかかわらず五万七千六百円(当該療養のあった月以前の十二月以内に既に負担した額が五万七千六百円である月数が三月以上ある場合にあっては、四万四千四百円)

二 令第十四条第三項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額
令第十五条第三項各号に掲げる者の区分にかかわらず一万八千円

三 毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間における令第十四条の二第一項に規定する年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 十四万四千円

(追加〔平成一四年規則三五号〕、一部改正〔平成一八年規則六一号・二〇年二一号・二一年一七号・二六年二七号・三〇年三七号・五二号・令和元年二号〕)

(医療証の有効期限)

第十五条 医療証の有効期限は、毎年十二月三十一日までとし、一月一日に更新する。

(医療証の返還)

第十六条 医療証の交付を受けた対象者(以下「対象者」という。)は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第十七条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、別記第五号様式による申請書により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えて行わなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

(一部改正〔平成二六年規則二七号〕)

(対象者等負担額の助成対象者)

第十七条の二 条例第六条第二項の区規則で定める者は、対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 ひとり親等及びその扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)

二 ひとり親等及びその扶養義務者等が、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十三条第一項に規定する場合に該当する者（追加〔平成一二年規則六六号〕、一部改正〔平成二〇年規則二一号・三〇年五二号〕）

（被災者等に対する助成の特例の手続）

第十七条の三 前条第二号に規定する対象者が、条例第六条第二項の規定により助成を受けようとするときは、当該ひとり親等は、別記第五号の二様式による申請書に前条第二号に規定する要件に該当することを明らかにする書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前条第二号に規定する要件に該当すると認めるときは、別記第五号の三様式による証明書（以下「証明書」という。）を交付し、同号に規定する要件に該当しないと認めるときは、別記第五号の四様式による通知書により通知するものとする。

3 前項の規定により証明書の交付を受けた対象者は、病院等に医療証を提示する際、証明書を提示しなければならない。

（追加〔平成一二年規則六六号〕、一部改正〔平成二六年規則二七号〕）

（償還払により助成する費用）

第十七条の四 条例第七条第一項ただし書の区規則で定める療養に要した費用は、第十七条の二に規定する対象者が病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養又は温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養（以下「入院時食事療養等」という。）を受けた場合における当該入院時食事療養等に要した費用とし、その額は、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により負担すべき額に相当する額とする。

（追加〔平成一二年規則六六号〕、一部改正〔平成一四年規則三五号・一八年六一号〕）

（助成の方法の特例）

第十八条 条例第七条第二項の特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る医療費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

二 高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費に相当する額として、対象者が病院等に支払った額から第十四条の二に定める額を控除した額を支給するとき。

三 前二号に定める場合のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔平成一四年規則三五号・二〇年二一号・二五年五〇号・二六年二七号・三〇年五二号〕)

(償還払による助成の申請)

第十八条の二 条例第七条第一項ただし書又は同条第二項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、別記第六号様式による申請書により区長に申請しなければならない。

2 条例第七条第二項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、前項の申請書に療養費若しくは家族療養費の支給を証する書類又は当該保険診療の費用を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、中央区が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(追加〔平成一二年規則六六号〕、一部改正〔平成二六年規則二七号・三〇年五二号〕)

(申請事項変更等の届出)

第十九条 条例第八条第一項の規定による届出は、別記第七号様式による変更届又は別記第七号の二様式による消滅届に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第八条第二項の規定による届出は、別記第一号様式による現況届に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類

二 認定調書

三 ひとり親等及びその扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

四 ひとり親等及びその扶養義務者等の前号の所得に係る課税の状況を証する書類

五 養育費等に関する申告書

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 条例第八条第三項本文の規定による届出は、別記第八号様式による傷病届により行わなければならない。

(一部改正〔平成一二年規則六六号・一四年三五号・二六年二七号・二七年六六号〕)

(受給資格消滅の通知)

第二十条 区長は、対象者が条例第三条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたと

きは、別記第九号様式による通知書により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合及び児童が十八歳に達した日の属する年度の末日を経過した場合(別表第一に定める程度の障害の状態にある児童にあつては、二十歳に達した場合)は、この限りでない。

(一部改正〔平成二六年規則二七号・令和五年六四号〕)

(損害賠償の請求権の譲渡)

第二十一条 条例第十条第一項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、別記第十号様式による申出書を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第十条第二項の規定による通知は、別記第十一号様式による通知書により行わなければならない。

(追加〔平成二六年規則二七号〕)

(添付書類の省略)

第二十二条 区長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(一部改正〔平成二六年規則二七号〕)

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年一月一日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一月一日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十一日規則第一九号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成五年一月一日から適用する。

附 則 (平成五年一二月一日規則第五二号)

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十一日規則第一九号)

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成六年十二月三十一日以前の医療費の助成に係る所得の制限についてこの規則によ

る改正後の東京都中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条第一項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（同法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額）」とする。

附 則（平成七年三月三十一日規則第一九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成七年一月一日から適用する。

附 則（平成七年一二月二〇日規則第五七号）

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年一二月二六日規則第五九号）

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月二六日規則第五四号）

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一九日規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年八月二〇日規則第三七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成十年八月一日から適用する。

附 則（平成一〇年一二月二二日規則第四六号）

この規則は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二三日規則第八号）抄

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年一二月一六日規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二八日規則第六六号）

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二八日規則第四四号）

この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年九月三〇日規則第三五号）

- 1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第一項、同条第二項第二号及び同項第四号、第十四条第一項第七号及び同条第二項、第十九条第二項第五号及び同条第三項、別表三並びに第一号様式、第三号様式及び第三号の二様式の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一五年一二月二六日規則第三五号）

- 1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。
- 2 平成十五年十二月三十一日以前の所得の制限については、なお、従前の例による。

附 則（平成一六年三月三十一日規則第一二号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区印鑑条例施行規則等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一七年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 （前略）第二十四条による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（中略）の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成一八年三月三十一日規則第二五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（一部改正〔平成一八年規則六一号〕）

附 則（平成一八年九月二九日規則第六一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条の規定は、平成十九年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。
- 3 第一条の規定による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、

なお、使用することができる。

附 則（平成一九年九月二八日規則第六五号）

この規則中（中略）第二条の規定は平成二十年一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三十一日規則第二一号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二〇年九月三〇日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二一年三月三十一日規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月五日規則第四〇号）

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第十二条第一項の改正規定並びに第一号様式の改正規定（「第一号様式（第十四条、第十九条関係）」を「第1号様式（第14条・第19条関係）」に改める部分、「フリガナ」を「ふりがな」に改める部分、「あて先」を「宛先」に改める部分、「商品先物取引」を「先物取引」に改める部分及び「租税条約」を「租税条約等」に改める部分に限る。）及び第二号様式甲から第八号様式までの改正規定 公布の日
 - 二 第一号様式の改正規定（「外国人は登録原票記載事項証明書」を削る部分に限る。） 平成二十四年七月九日
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二四年七月三十一日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第三号様式（一）の裏及び第三号の二様式（一）の裏の改正規定は、公布の

日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二五年一二月二七日規則第五〇号）

- 1 この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則及び中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二六年七月一日規則第二七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則及び中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二六年九月三〇日規則第三六号）

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 平成二十七年十二月三十一日以前の療養に係るこの規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十一条及び第十二条第一項の規定の適用については、改正後の規則第十一条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十九条第一項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第三十一条の九第一項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第十二条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの療養に係る改正後の規則第十一条及び第十二条第一項の規定の適用については、改正後の規則第十一条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため

の次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十一条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第十二条第一項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第六六号）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区情報公開条例施行規則、中央区個人情報保護に関する条例施行規則、中央区職員の期末手当に関する規則、中央区職員の退職手当に関する条例施行規則、中央区分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則、中央区認可地縁団体印鑑規則、中央区立中央会館条例施行規則、中央区立日本橋公会堂条例施行規則、中央区立区民館条例施行規則、中央区立浜町集会施設の管理運営に関する条例施行規則、中央区立セレモニーホール条例施行規則、中央区立保養所条例施行規則、中央区立区民健康村条例施行規則、中央区立温浴プラザ条例施行規則、中央区立女性センター条例施行規則、中央区立産業会館条例施行規則、中央区立ハイテクセンター条例施行規則、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則、生活保護法施行細則、支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、中央区立福祉センター条例施行規則、中央区立子ども家庭支援センター条例施行規則、中央区立児童館条例施行規則、中央区立シニアセンター条例施行規則、中央区立敬老館条例施行規則、中央区立特別養護老人ホーム条例施行規則、中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例施行規則、中央区児童育成手当条例施行規則、中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、中央区心身障害者福祉手当条例施行規則、中央区難病患者福祉手当条例施行規則、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、中央区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、中央区おとしより介護応援手当条例施行規則、中央区後期高齢者医療に関する条例施行規則、中央区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、中央区結核・精神医療給付金の支給に関する規則、中央区プールに関する条例施行規則、中央区興行場法施行条例施行規則、中央区旅館業法施行条例施行規則、中央区公衆浴場法施行条例施行規則、中央区化製場等に関する法律施行条例施行規則、温泉法施行細則、水道法施行細則、中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、食品衛生法施行細則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、母子保健法施行細則、中央区立環境情報センター条例施行規則、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則、中央区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則、中央区公共溝渠管理条例施行細則、中央区営駐車場条例施行規則、中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則、都市計画法に基づく開発行為等の規制事務施行細則、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例施行規則、中央区立運動場等の管理運営に関する条例施行規則及び中央区立月島スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二八年一二月二〇日規則第四四号）抄

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条第一項及び第一号様式の規定は、平成三十一年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、第一条の規定による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二九年一〇月三十一日規則第三一号）

- 1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成三〇年七月二〇日規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三十年八月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十四条の二の規定は、この規則の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成三〇年一二月七日規則第五二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十二条第一項及び第二項第三号並びに第一号様式の規定は、平成三十一年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和元年六月二六日規則第二号）

- 1 この規則は、令和元年八月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第十四条の二第二号の規定は、この規則の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（令和三年六月一日規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条の規定は、令和四年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第三号様式及び別記第三号様式の二による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、改正後の規則別記第三号様式及び別記第三号様式の二による医療証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和三年九月三〇日規則第六二号）

- 1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第三号様式及び第三号様式の二による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第三号様式及び第三号様式の二による医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和四年三月三十一日規則第一七号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、この規則の施行の日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（令和五年一二月一五日規則第六四号）

- 1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定（第三号様式及び第三号の二様式を除く。）により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和六年三月二九日規則第二二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年六月一四日規則第三七号）

- 1 この規則は、令和六年六月十七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第一条の規定による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則、第二条の規定による改正前の中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則及び第三条の規定による改正前の中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表第一（第三条関係）

（一部改正〔平成二四年規則四四号・令和四年一七号〕）

一 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしゃくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢の全ての指を欠くもの
 - 十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢の全ての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第二（第五条関係）

（一部改正〔平成二四年規則四四号・令和四年一七号〕）

- 一 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 五 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 七 両下肢の足関節以上で欠くもの
 - 八 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して一年六月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第三（第十条関係）

（一部改正〔平成三年規則一号・四年一号・五年一九号・五二号・七年一九号・五七号・八年五九号・九年五四号・一〇年四六号・一四年三五号・二四年四〇号・二九年三一号・三〇年五二号〕）

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
---------------------	----

〇人	一、九二〇、〇〇〇円
一人以上	一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）

別表第四（第十条関係）

（一部改正〔平成七年規則一九号・五七号・八年五九号・九年五四号・一〇年四六号・二九年三一号〕）

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
〇人	二、三六〇、〇〇〇円
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）

別表第五（第十条関係）

（一部改正〔平成七年規則一九号・五七号・八年五九号・九年五四号・一〇年四六号〕）

扶養親族等の数	金額
〇人	二、三六〇、〇〇〇円
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除い

	た扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）
--	---

別記第1号様式(第14条・第19条関係)

(表)

㊦ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書(兼現況届)

① 申 請 者	ふりがな氏名	生年月日		年 月 日			
	住所	〒 東京都中央区		電話()			
	生活保護の受給状況	1 受給(年 月 日から) 2 非受給 3 申請中					
	児童扶養手当の受給状況	1 受給(東児・東児扶第 号) 2 非受給 3 申請中					
	児童育成手当の受給状況	1 受給(第 号) 2 非受給 3 申請中					
②	ひとり親家庭等 となった事由	イ 離婚 ロ 父又は母が死亡 ハ 父又は母が障害 ニ 父又は母が生死不明 ホ 父又は母が遺棄 ヘ 父又は母が保護命令 ト 父又は母が拘禁 チ 未婚の女子の子 リ 父母死亡 ヌ その他()					
③ 家 族 の 状 況	個人番号 受給者番号 氏名	生年月日	続柄	同居 別居 の別	監護又は養 育を始めた 年月日	他の医 療助成 の有無	判 定
		年 月 日	申請者 本人	同居 ・ 別居	年 月 日	有・ 無	対 象 ・ 非 対 象
		年 月 日		同居 ・ 別居	年 月 日	有・ 無	対 象 ・ 非 対 象
		年 月 日		同居 ・ 別居	年 月 日	有・ 無	対 象 ・ 非 対 象
		年 月 日		同居 ・ 別居	年 月 日	有・ 無	対 象 ・ 非 対 象
		年 月 日		同居 ・ 別居	年 月 日	有・ 無	対 象 ・ 非 対 象
	年 月 日		同居 ・ 別居	年 月 日	有・ 無	対 象 ・ 非 対 象	
④	氏 名	障 害 名	障 害 確 認 書 類				
障 害 が あ る と き			確認書類	手帳等の番号	等 級	発 行 者	

(注意)1 太枠の欄は記入しないでください。

2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

⑤加入医療保険	保 険 の 種 類	1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期				
	被 保 険 者 (世 帯 主 ・ 組 合 員) 氏 名			申請者と の 続 柄		
	被 保 険 者 証 記 号 番 号	記号	番号	(枝 番)		
	保 険 者 名	符号	名称			
	保 険 者 所 在 地	〒		一部負担還元金・ 家族療養附加金等 の有無	有・無	
所 得 の 状 況	年 分 所 得	⑥ 申請者	⑦ 配偶者	⑧ 扶養義務者		
	個 人 番 号					
	氏 名			続柄()	続柄()	
	⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(申請者については、イ70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、ロ特定扶養親族及び控除対象扶養親族の合計数))	人 (イ 人) (ロ 人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
	⑩上記以外で前々年12月31日において申請者によって生計を維持している児童	人				
	所 得 額	⑪規則第12条第1項による所得の額	円	円	円	円
		⑫規則第11条に定める金品等の額				
		父又は母に対し支払われた額				
		父又は母に対し支払われた額の8割相当額A				
		児童に対し支払われた額				
児童に対し支払われた額の8割相当額B						
合計A+B						
控 除 額	⑬障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	障 (人) 円 特障 (人) 円	(人) 円 (人) 円	(人) 円 (人) 円	(人) 円 (人) 円	
	⑭障害者、特別障害者、寡婦・ひとり親(申請者が父、母の場合は控除しない。)、勤労学生の特 別	(障・特障・寡・ひとり親・勤) 円	(障・特障・寡・ひとり親・勤) 円	(障・特障・寡・ひとり親・勤) 円	(障・特障・寡・ひとり親・勤) 円	
	⑮その他の控除	円	円	円	円	
	⑯社会保険料等相当額	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	
	⑰控 除 額 計	円	円	円	円	
	⑱控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	円	
⑲ 所 得 限 度 額	円	円	円	円		
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の 1 医療証の交付を申請します。 2 現況を届け出ます。 年 月 日 (宛先)中央区長 住所 氏名						
備考	所得審査	1 非課税世帯	2 課税世帯			

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

- (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。
現住所と住民登録地が違ふときは、現住所を()書きで記入してください。
- (2) 「生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給状況」欄は、該当する番号を○で囲み、生活保護を受給している場合には受給開始年月日を、手当を受給している場合には受給者番号を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

配偶者又は児童に障害があるときは、氏名及び障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

6 ⑦の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

7 ⑧の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族及び兄弟姉妹があるときに記入してください。

8 ⑨の欄

地方税法に定める同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を記入してください。

なお、地方税法に定める同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。

- (1) 申請者については、④に同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数を、⑤に特定扶養親族及び控除対象扶養親族の合計数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

9 ⑩の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童(障害の場合は20歳未満の者)をいいます。

10 ⑪の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の市町村民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)、先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等及び特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う条約適用利子等及び条約適用配当等の金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

11 ⑫の欄

請求者が父又は母の場合には、その監護する児童の母又は父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれに「父又は母」及び「児童」に支払われた額とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計欄には、A+Bの額を記入してください。

12 ⑬の欄

⑨の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を書いてください。

13 ⑭の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。申請者が母又は父である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額は控除しません。

14 ⑮の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15 この申請書(現況届)に添えていただく書類は次のとおりです。

(1) 交付申請のとき

ア あなたと児童の健康保険証

イ あなたと児童の戸籍謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)

ウ 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)

エ 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行した所得証明書及び課税状況の証明書

オ 認定調書

カ 養育費等に関する申告書

キ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のイ、ウ、オ及びカの書類は必要ありません。)

(2) 現況届のとき

ア 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前住所地の区市町村長の発行した所得証明書及び課税状況の証明書

イ 認定調書

ウ 養育費等に関する申告書

エ 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記のイ及びウの書類は必要ありません。)

16 この申請書(現況届)について分からないことがありましたら、担当の職員にお尋ねください。

第2号様式甲(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄イ離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童 の父又は母の氏名			
婚姻を解消した 年 月 日	年 月 日		
仕 送 り	1無 2有	(1)定期的に有り(月 万) (2)時々有り (1回 万)	
訪 問 の 有 無	1無 2有	(1)時々有り (月 回くらい) (2) 年 月まで有りその後無し	
その他の参考事項			

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童 の父又は母の氏名			
事実婚にあった期間	年 月から 年 月まで		
同 居 時 の 住 所			
解 消 の 理 由			
子供の安否を気遣う 電話、手紙等の連絡	1無 2有	(1)時々有り (月 回くらい) (2) 年 月まで有りその後無し	
仕 送 り	1無 2有	(1)定期的に有り(月 万) (2)時々有り (1回 万) (3) 年 月まで有りその後無し	
訪 問 の 有 無	1無 2有	(1)時々有り (月 回くらい) (2) 年 月まで有りその後無し	
認 知 の 予 定	1無(理由) 2有(年 月頃)		
その他の参考事項			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所
氏 名

第2号様式乙(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ロ死亡に該当する場合)

死 亡 し た 児 童 の 父 又 は 母 の 氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所

氏 名

第2号様式丙(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ハ障害に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名			
障 害 名			
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身体障害者手帳 3 診断書	2 愛の手帳 4 その他()
	手帳等の番号		
	等 級		
	発 行 者		
その他参考事項			

上記の障害施設が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)		
日 常 生 活 状 況	1 介 護 状 況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)		
通 院 等 の 状 況	通 院 過去1年間の入院歴	月平均 回延	回 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所
氏 名

第2号様式丁(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ニ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所
氏 名

第2号様式戊(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ホ遺棄に該当する場合)

遺棄している児童の父又は母の氏名			
遺棄の期間	年 月 日から引続き現在まで		
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母)	2 養父(母)	
遺棄の区分	1 父親が家出	2 母親が家出	
遺棄している児童の父又は母行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話		
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有	(1)時々有り(月 回くらい) (2) 年 月まで有りその後無し	
仕 送 り	1 無 2 有	(1)定期的に有り(月 万円) (2)時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し	
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有	(年 月 警察署届出)	
離婚の意志	1 無 2 有	3 現在はないが将来は考えたい	
離婚後の児童の養育	1 母親	2 父親	
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無	2 有	
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無	2 有	
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無	2 有	
遺棄している児童の父又は母が金融業者から借金	1 無	2 有	
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無	2 有(抹消予定 年 月 日)	
生計維持方法			
その他参考事項			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所

氏 名

第2号様式己(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②欄へ保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律に基づく保護命 令を受けた父又は母の氏 名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中 央 区 長

住所
氏名

第2号様式庚(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ト拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童 の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先) 中央区長

住 所
氏 名

第2号様式辛(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄子未婚の女子の子に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理 由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子 供 の 安 否 を 気 遣 う 電 話、手 紙 等	1 有 (1) 時々有り(月 回くらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子 供 の 安 否 を 気 遣 う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回くらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所

氏 名

記入上の留意：記入することが困難な事項については、記入する必要はありませんが、できる限り記入してください。

第2号様式壬(第14条・第19条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄リ父母死亡及びヌその他に該当する養育者の場合)

児 童 の 父 の 状 況	1 死 亡 (年 月 日死亡) 2 その他
児 童 の 母 の 状 況	1 死 亡 (年 月 日死亡) 2 その他
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所
氏 名

(一)の裏

ご 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所、薬局等(以下「取扱病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と保険証を一緒に提出し、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に關する条例による一部負担金相当額をお支払いください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給されるときは、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を病院、診療所、薬局等(以下「病院等」という。)の窓口に出してください。
- 4 この証は、都内の取扱病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口で医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険等に変更があったときは、下記の窓口でこの証を届けてください。
- 8 交通事故等第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、下記の窓口で届けてください。
- 9 この証を破ったり、汚したり、又は失ったときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 10 偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は8の届出をしなかったときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第3号の2様式(第14条関係)

② 医 療 証 ③		①		②		③	
親	子	受給者	番号・氏名	備考	受給者	番号・氏名	備考
住 所	〒 東京都中央区	負担者番号			負担者番号		
氏 名		受給者番号			受給者番号		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担者番号			負担者番号		
次の受給者は、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を中央区が助成するものであることを証明する。		受給者番号			受給者番号		
中央区長 印		負担者番号			負担者番号		
交付年月日	年 月 日	受給者番号			受給者番号		

注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所、薬局等(以下「取扱病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給されるときは、電子的確認を受けるか、健康保険用認定証を病院、診療所、薬局等(以下「病院等」という。)の窓口に出してください。
- 4 この証は、都内の取扱病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 次の場合は、病院等で受診した領収書(診療明細の確認のできるもの)を添付して下記の窓口で医療費の支給を申請してください。
 - (1) 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診した場合
 - (2) 食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を支払った場合
- 6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返しく下さい。
- 7 氏名、住所、加入医療保険等に変更があったときは、下記の窓口はこの証を添えて届け出てください。
- 8 交通事故等第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成を受けたときは、下記の窓口に戻してください。
- 9 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 10 偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は8の届出をしなかったときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第4号様式(第14条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

中央区長



年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名	
理 由	

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第17条関係)

㊤ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所
氏 名

次の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
(具体的に書いてください。)

第5号の2様式(第17条の3関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金免除申請書

負 担 者 番 号									
受 給 者 番 号									
対 象 者	氏 名								
	生 年 月 日	年 月 日							
	住 所								
傷 病 名									
発 病 又 は 負 傷 年 月 日									
申 請 の 理 由									

上記のとおり、一部負担金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお、免除の確認のために、所得に関して公簿で確認されることに同意します。

年 月 日

(宛先)中央区長

住 所
氏 名

第5号の3様式(第17条の3関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金免除証明書

負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
対 象 者	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
	住 所							
有 効 期 間		自 至	年	年	月	月	日	日

上記のとおり、一部負担金を免除し、免除額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

中央区長



第5号の4様式(第17条の3関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金免除不承認通知書

年 月 日

様

中央区長



年 月 日付けで申請のありました一部負担金の免除については、次の理由により承認できませんので通知します。

理 由

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第18条の2関係）

㊤ ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

										支給決定額		* 円	
負担者番号										世帯主組合員 被保険者氏名			
受給者番号													
個人番号													
保険の種類	1 4	国保 日雇	2 5	組合 船員	3 6	協会 共済	7	後期	記号 番号		枝番		
保険者名	符 号				名 称								
対象者氏名					生年月日		年 月 日						
申請の種類	1 5	一般 移送	2 6	歯科 補装具	3 7	薬剤 その他	4 看護						
入院・入院外の別	1 入院				2 入院外								
診療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで												
医療費総額 (一部負担金等相当額)	(円)												
支給申請額	円												
病院等の名称 所在地	名 称 所在地												
申請の理由 (詳しく書いてください。)													
支給額は、次の口座に振り込んでください（申請者本人の名義に限ります。）。													
☐ 公金受取口座を利用します。													
振込先金融機関	銀行 店		1 普通 2 当座	口座番号									
				(フリガナ)									
				口座名義									
上記のとおり、ひとり親家庭等医療助成制度の医療助成費の支給を申請します。													
年 月 日 (宛先) 中央区長 住 所 氏 名													

(注意) 1 *印欄は記入しないでください。

2 番号を付けてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。

3 この申請には、領収書又は療養費支給決定通知書が必要です。ただし、療養費支給決定通知書が必要な場合に中央区の国民健康保険に加入している方は、添付を省略することができます。なお、医療保険で付加給付のある場合は申し出てください。

第7号様式（第19条関係）

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更届

負担者番号						
受給者番号						
対象者氏名				個人番号		
新氏名 (旧氏名)	()			() のため変更		
新住所 (旧住所)	〒 ()			電話 ()		
(新)加入医療保険	保険の種類	1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期				
	被保険者名				申請者との続柄	
	被保険者証番号	(枝番)			保険者名	符号 名称
	保険所在地	〒 電話				
	付加給付の有無					
扶養義務者の変更	氏名	個人番号		事由		
				発生 ・ 消滅		
				発生 ・ 消滅		
				発生 ・ 消滅		
				発生 ・ 消滅		
その他の事項						
変更年月日	年 月 日					
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項を変更しましたので、届け出ます。 年 月 日 (宛先) 中央区長 住所 氏名 個人番号						

第7号の2様式（第19条関係）

④ ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅届

医療証 番号	負担者番号								
	受給者番号								
消滅理由	1 他区（市町村）に転出（転出先 電話 ）								
	2 生活保護受給								
	受給者氏名				個人番号				
3 死亡（氏名 ）									
4 ひとり親家庭でなくなった。（具体的理由）									
5 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 扶養義務者氏名（ ） 個人番号（ ）									
6 児童を扶養しなくなった。 児童氏名（ ）									
7 その他（ ）									
消滅年月日		年 月 日							
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので、届け出ます。 年 月 日 （宛先）中央区長									
住 所 氏 名 個人番号									

第8号様式（第19条関係）

第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号										被保険者氏名							
	受給者番号										被保険者証 記号番号		(枝番)					
	加入保険者名										保険者番号							
第三者 行 為 (事故) の状況	発生日時										発生場所							
	原因及び 被害の状況																	
第三者 (加害者)	住 所																	
	氏 名										電話番号		()					
	交通事故 の場合	自賠責保険	保 険 会社名										電話番号		()			
			所在地															
		任意保険	保 険 会社名										電話番号		()			
			所在地															

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

(宛先) 中央区長

ひとり親等 { 住 所
氏 名
電話番号 ()

第9号様式(第20条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

中央区長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

消滅者氏名	
消滅した年月日	年 月 日
消滅した理由	

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第21条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡申出書

年 月 日

（宛先）中央区長

対象者 { 住 所
氏 名
電話番号 ()

中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第10条第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について中央区から助成を受けた額の限度において、私が債務者（加害者）に対して有する下記の損害賠償請求権を中央区に譲渡します。

記

譲渡 する 債権	債権額		金 円			
	事 故 発生日時		事 故 発生場所			
	原 因 及 び 被害の状況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名				電話番号	()
	交通事故の 場合	自賠責 保険	保 險 会社名		電話番号	()
			所在地			
		任意保 険	保 險 会社名		電話番号	()
			所在地			

第11号様式（第21条関係）

債権譲渡通知書	
年 月 日	
様	
譲渡人 住所	
氏名	印
私があなたに対して有する下記の債権を譲渡しましたので、通知します。	
記	
1 債権額	金 円
2 債権発生の原因である事実	
3 譲渡日	年 月 日
4 譲受人	中央区
東京都中央区築地一丁目1番1号	

備考1 必ず郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。

2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

別記第1号様式（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・44号・26年27号・27年66号・28年44号・30年52号・令和3年38号・5年64号〕）

第2号様式甲（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号・29年31号〕）

第2号様式乙（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号〕）

第2号様式丙（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号〕）

第2号様式丁（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号〕）

第2号様式戊（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号〕）

第2号様式己（第14条・第19条関係）

（追加〔平成24年規則44号〕、一部改正〔平成25年規則50号〕）

第2号様式庚（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・44号・25年50号〕）

第2号様式辛（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・44号・25年50号〕）

第2号様式壬（第14条・第19条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・44号・25年50号〕）

第3号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・44号・25年50号・26年27号・29年31号・令和3年62号・5年64号〕）

第3号の2様式（第14条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・44号・25年50号・26年27号・29年31号・令和3年62号・5年64号〕）

第4号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号・28年7号・令和3年38号〕）

第5号様式（第17条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・29年31号〕）

第5号の2様式（第17条の3関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・26年27号〕）

第5号の3様式（第17条の3関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・26年27号〕）

第5号の4様式（第17条の3関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・28年7号〕）

第6号様式（第18条の2関係）

（全部改正〔令和6年規則37号〕）

第7号様式（第19条関係）

（全部改正〔平成27年規則66号〕、一部改正〔令和3年規則38号・5年64号〕）

第7号の2様式（第19条関係）

（追加〔平成27年規則66号〕）

第8号様式（第19条関係）

（追加〔平成26年規則27号〕、一部改正〔令和3年規則62号〕）

第9号様式（第20条関係）

（一部改正〔平成24年規則40号・25年50号・26年27号・28年7号・令和3年38号〕）

第10号様式（第21条関係）

（追加〔平成26年規則27号〕、一部改正〔令和3年規則38号〕）

第11号様式（第21条関係）

（追加〔平成26年規則27号〕）